

3. (1) かみかつ消費者見守りネットワーク

徳島県 上勝町

民生委員児童委員協議会との連携で見守る

地方公共団体の基礎データ

人 口	1,369人
高 齢 化 率	55.4%
面 積	109.6km ²
消費者行政担当職員数(消費生活相談員数を除く)：1人	
センター名称 (広域連携)	小松島市消費生活センター(小松島市内) (小松島市、勝浦町、上勝町)
消費生活相談員数：2人	消費生活相談件数：268件 (平成29年度)
開 所 日 (祝日・年末年始除く)	週5日開所 (月・火・水・木・金)



※平成31年4月1日現在

地方公共団体の紹介

当町は、四国山脈の南東山地、勝浦川の上流に位置し、標高1,439mの高丸山を最高峰とする総面積の88.4%を山林が占める町です。観光スポットとしては全国棚田百選に選ばれた^{かし}檜原の棚田や山びこポイントなどがあります。

山間部の小さな町ですが、全国から多くの視察者が訪れる取組をしています。その一つは、ごみゼロ(ゼロ・ウェイスト)宣言を行い、2020年までに焼却・埋立処分を無くす努力を進めていることです。具体的には、住民自らごみを45分別し、ごみステーション(収集場)に持ち込む、使える不要品は施設内の「くるくるショップ(リサイクルセンター)」へ提供し、必要とする人が持ち帰るといったシステムが確立されています。

また、高齢者等がICTを活用し、紅葉、柿、南天、桜、桃の花などを料理の“つまもの”として出荷している「葉っぱビジネス」や、その支援を行う第三セクター「株式会社いろどり」は有名です。

協議会の基礎データ

設 置 年 月 日	平成30年10月12日
事 務 局	住民課
構 成 団 体 数	5団体
設 置 要 綱	無し



設立会議の様子

3. (1) かみかつ消費者見守りネットワーク

徳島県 上勝町

設置の背景

当町は、人口約1,400人規模の町で、高齢化率が55%以上と徳島県内で最も高齢化が進んでいます。小さな町であり、これまでも地域の方々に何か異変があれば、福祉の関係団体や住民課等のどこかに連絡が入るような、緩やかな見守り体制がありました。また、町の広報誌に消費者被害の記事を掲載したり、不審者情報があれば、全戸に設置された防災行政無線の戸別受信機により町内放送を行い、注意を促したりという取組をしていました。

このような見守りの体制があるため、当初は新たに協議会を設置する意義を余り感じておらず、業務負担の増加等を懸念する意見が住民課内にありました。

しかし、県から協議会の設置を折に触れて勧められ、課内で設置の意義を改めて検討したところ、協議会ができることによって、センターと警察との連携がこれまで以上に進み、消費者被害の防止や早期解決につながるのではないかと考え、既存の組織を活用した協議会を設置することにしました。

民生委員児童委員協議会をベースとした組織

既存+α

高齢化が進む小さな町であるため、自治会や民生委員児童委員協議会など地域の様々な活動の役員を引き受けてくれる方も高齢化が進んでいます。そのため、新たな組織を作ることは担い手の負担が大きいという実情があります。このような状況から、消費者行政と福祉全般の両方の業務を担っている住民課が、どのような体制で協議会を設置すればよいか課内で検討しました。その結果、**既に高齢者の見守り活動を行い、日頃から住民と密接な関係もあり、情報が集まりやすい民生委員児童委員協議会をベースとした協議会（既存+α）**を設置することにしました。

民生委員児童委員協議会の定例会の場に、構成員となる警察、駐在所、小松島市消費生活センターに来ていただき、今後、消費者安全法に基づく協議会としての機能を持った組織とすることを説明し、了承を得ました。県から、消費者安全法上の協議会である旨を議事録に残す形でよいとの助言を頂いたため、設置要綱は作成せず、その旨を議事録に記載することにしました。

見守り活動は、これまでと同様に民生委員児童委員協議会が中心となり、事務局は民生委員児童委員協議会の担当課であり、消費者行政担当課でもある当課が担います。

構成員について

◆選定のポイント

民生委員・児童委員は、高齢者関係だけでなく子どもも含めた幅広い住民を対象として活動しており、住民の様々な情報が一番集まりやすいと考えました。当町の民生委員児童委員協議会は、地域に溶け込んで活動しており、住民にとって、とても身近な存在です。

3. (1) かみかつ消費者見守りネットワーク

徳島県 上勝町

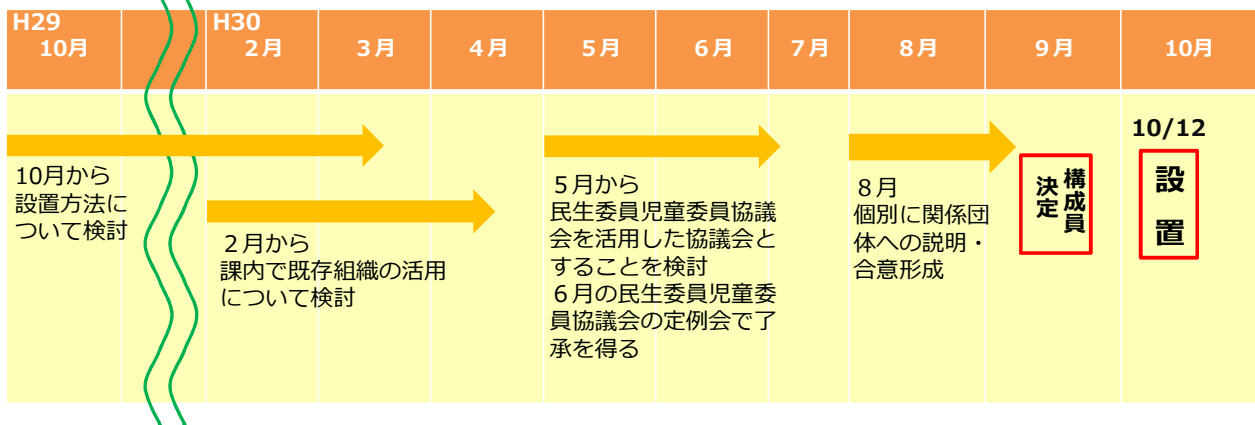
これまでも、住民の異変に関して、民生委員児童委員協議会から当課に情報提供していただいております。最もコンパクトで動きやすいと考え、参画を依頼しました。

情報のつなぎ先であるセンターや警察には、専門的な知識を持った方がいらっしゃるので構成員として外せないと考えました。また、**住民にとって身近な相談先である駐在所にも参画**していただきました。

◆参画依頼時の構成員の反応

民生委員児童委員協議会は、これまでも日頃の活動の中で地域に密着し、高齢者の見守り活動を行っているため、特に反対はなく快く引き受けていただきました。

スケジュール

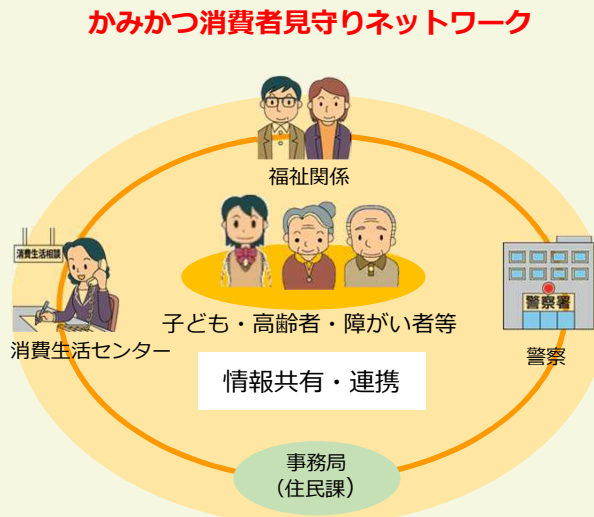


見守りネットワークイメージ図

構成員の主な内訳（全5構成員）

【消費者関係】	2
【福祉関係】	1
【医療・保健関係】	0
【警察・司法関係】	2
【教育関係】	0
【事業者関係】	0
【その他民間団体】	0
【その他行政関係部局等】	0

※ 住民課は、福祉行政及び消費者行政の両方の業務を担っています。



「消費者庁イラスト集」より

3. (1) かみかつ消費者見守りネットワーク

徳島県 上勝町

個人情報の取扱い

有り

構成員が住民の異変に気付いた場合、個人情報を含めた内容をセンター等に連絡・相談します。今後、見守りリスト等の作成も含め、構成員間での個人情報の共有について検討したいと考えています。

苦労した点・工夫した点 など

協議会を設置するに当たり、民生委員児童委員協議会が協議会の構成員となることに対し、民生委員・児童委員が身構えないように留意しました。**協議会についての説明の際は、消費者被害について知っていただくとともに、小松島市消費生活センターの活動も知っていただくため、センター発行の広報誌を持参**しました。これにより、構成員が消費者被害について相談を受けた際のつなぎ先が明確になりました。

既にある組織を活用し、民生委員児童委員協議会には、これまでの取組の中で消費者被害防止の視点を加えて活動をしていただき、住民の皆さんと関わるようお願いしました。何かしら普段と違った気付きがあった際に、消費者被害の専門機関であるセンターや警察に情報をつなぐために協議会が必要であることを説明しました。

さらに、設立総会時には、構成員全員の共通認識として、民生委員・児童委員が消費者被害に関する相談を受けたり、何か異変に気付いたりした際は、問題を解決しようとするのではなく、「センターや駐在所に相談してみてもは。」と声を掛け、センターに電話で相談する際に、契約書を一緒に探したりファックスを送ったりするなど、**相談する手伝いをするのが役割**であるということを確認しました。

特に配慮したのは、個々の消費者被害の対応・解決を民生委員児童委員協議会がするというような誤解が生じないようにしたこと。「協議会に参加しているから、活動中に受けた消費者相談を解決しなければならない。」と責任を感じ負担感だけが増すことがないように、新しいことをするのではなく、これまでの活動の延長であることを説明しました。

今後の活動・課題 など

◆今後の活動

- ・年1回、総会の開催を予定しています。また、必要に応じて、民生委員児童委員協議会の開催時に協議会を開催します。
- ・構成員を対象に、研修会の開催等を予定しています。

◆課題

高齢化が進む中、活動の中心となる民生委員・児童委員も同様に高齢化が進んでおり、活動の担い手を見付けにくいことが課題です。

3. (1) かみかつ消費者見守りネットワーク

徳島県 上勝町

担当者の声

住民への注意喚起や啓発には防災行政無線を活用しています。町内全戸に、戸別受信機を設置しており、家の中で音声が行くため、一斉に情報共有を図ることができます。啓発チラシ等は、毎月発行される町広報誌に折り込むことで全戸に配布しています。小さな町だからこそできるタイムリーできめ細やかな情報提供手段であると考えています。

一方、民生委員児童委員協議会は、住民に直接関わるが多く、細かな情報を持っています。協議会の設置により、民生委員児童委員協議会の持つ消費者問題に関わる情報を構成員間で共有することが可能になりました。

これらのことから、民生委員児童委員協議会をベースとした組織の良さをいかし、これまでの住民との信頼関係を大切にしながら見守りと、きめ細やかな情報提供による注意喚起により、消費者被害を防ぎたいと思います。

3.(1) かみかつ消費者見守りネットワーク

徳島県 上勝町

かみかつ消費者見守りネットワーク (上勝町消費者安全確保地域協議会) 議事録(抜粋)

開催日時：平成30年10月12日 13時30分～15時15分

開催場所：上勝町役場本庁3階 第1会議室

出席者：小松島警察署安全課

小松島警察署地域課上勝町福原駐在所

小松島市消費生活センター

上勝町民生委員児童委員協議会13名

上勝町住民課

○住民課課長

高齢者を含めすべての町民は消費者であり、消費者トラブル、また、その他の困りごとなどを相談できる身近な相談者としてのネットワークを立ち上げるものです。なお、本ネットワークについては消費者被害防止のため、消費者安全法第11条の3第1項の規定に基づく消費者安全確保地域協議会としても位置付けさせていただくことを御理解いただけますようお願いいたします。

<異議なし>

3.(1) かみかつ消費者見守りネットワーク

徳島県 上勝町

かみかつ消費者見守りネットワーク 構成員一覧

1	上勝町民生委員児童委員協議会
2	小松島警察署生活安全課
3	小松島警察署地域課上勝町福原駐在所
4	小松島市消費生活センター
5	上勝町住民課